

一般社団法人 鹿児島コミュニティシネマ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鹿児島コミュニティシネマと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、映画の上映や製作等を通じて地域社会の文化及び芸術を振興し、また地域住民の豊かな人間性を涵養することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 一 映画教室、講演会、講習会等の教育及び啓発活動
- 二 映画の出張上映
- 三 映画の製作
- 四 映画館の運営
- 五 上映技師養成
- 六 雑誌・図書の刊行
- 七 映像による広告宣伝業
- 八 関連団体との連携及び協力
- 九 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(機関の設置)

第4条 当法人は、理事会及び監事を置く。

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、鹿児島県において発行される南日本新聞に掲載してする。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 当法人の目的に賛同し、別に定める入会金及び会費負担に同意し入会した個人又は団体
- 二 準会員 当法人の目的に賛同し、別に定める入会金及び会費負担に同意し入会した個人又は団体
- 三 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入会)

第7条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 正会員、準会員又は賛助会員となるにはそれぞれ当法人所定の様式により申込み、会員総会において定める入会金及び会費の納入を行い、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失及び除名)

第9条 会員は、法令の定める事由のほか、定款及び鹿児島コミュニティシネマ会員規則に準ずる事由によりその資格を喪失する。

- 2 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 本定款及び鹿児島コミュニティシネマ会員規則に反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができる。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失した時は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員・準会員・賛助会員については、一般社団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 会員総会

(種類及び構成)

第13条 当法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

- 2 会員総会は、第6条のすべての正会員をもって構成する。
- 3 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(開催)

第14条 定時会員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時会員総会は必要に応じて開催する。

(会員総会の権限)

第15条 会員総会は、次の事項を決議する。

- 一 入会金及び会費の額
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事の選任及び解任
- 四 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- 五 事業報告及び収支決算
- 六 定款の変更
- 七 解散
- 八 理事会において会員総会に付議した事項
- 九 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(招集)

第16条 会員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

- 2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の議決は、特別決議として、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 定款の変更
 - 三 解散
 - 四 その他法令で定めた事項

(議決権)

第 18 条 会員総会における議決権は、個人である正会員 1 名につき 1 個とし、法人又は団体である正会員 1 名につき 3 個とする。また法人又は団体である正会員の議決権はすべて統一の内容で行使されるものとし、その代表者 1 名にのみ付与される。

2 準会員及び賛助会員は、議決権を有しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 やむを得ない理由のために会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 第 1 項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議長)

第 20 条 会員総会の議長は、代表理事がこれを指名し、当該会員総会で承認を得た者があたるものとする。

(決議及び報告の省略)

第 21 条 理事又は正会員が、会員総会の目的で、ある事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が、正会員の全員に対して会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を会員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第 4 章 役員等

(役員を設置)

第 23 条 当法人に、理事 3 名以上 10 名以内、監事 2 名以内を置く。

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 24 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(役員制限)

第 25 条 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係（当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者）にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

2 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事・職務権限)

第 27 条 当法人に代表理事 1 名を置き、理事の互選によって選定する。

2 代表理事を、理事長と称する。

3 理事長は、当法人を代表し法人の業務を統轄する。

(理事会の招集)

第 28 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の 3 日前までに各理事に対して発する。

(理事会の議長)

第 29 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の決議)

第 30 条 理事会の決議は、議決に加わることでできる理事の半数以上が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 31 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(報酬)

第 33 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、会員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

(責任の一部免除)

第 34 条 当法人は、理事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 35 条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第 36 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 37 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 38 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時会員総会における決議にもとづき、一般法人法第 141 条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 一 事業計画書
 - 二 収支予算書
 - 三 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し又は提供しなければならない。

- 一 事業報告書及びその附属明細書
 - 二 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時会員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時会員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 42 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 3 項の認定を受けたものに限る。)に贈与するものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 本定款は、会員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散の事由)

第 45 条 当法人は次に掲げる事由によって解散する。

- ①会員総会の特別決議
- ②会員が欠けたこと
- ③存続期間の終了
- ④法人の合併
- ⑤破産手続開始決定
- ⑥その他法令で定める事由

第 8 章 附則

(最初の事業年度)

第 46 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 24 年 4 月末日までとする。

(設立時の会員の氏名又は名称及び住所)

第 47 条 当法人の設立時の会員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

鹿児島市長田 27 番 17 号

有川奈々絵

鹿児島市武岡 1 丁目 113 番 18 号

岩田壽秋

鹿児島市東千石町 20 番 15 号

小野宏一

鹿児島市宇宿町 4 丁目 33 番 7 号

上屋功一

鹿児島市上福元町 3857 番地 17

黒岩美智子

鹿児島市玉里団地 3 丁目 12 番 7 号

野口英一郎
鹿児島県曾於郡大崎町菱田 2507 番地
藤元千恵

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第 48 条 当法人の設立時理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時 理事	有川奈々絵
設立時 理事	小野宏一
設立時 理事	上屋功一
設立時 理事	野口英一郎
設立時 理事	藤元千恵
設立時 監事	岩田壽秋
設立時代表理事	黒岩美智子

(法令の準拠)

第 49 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従うものとする。

以上、一般社団法人 鹿児島コミュニティシネマ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 23 年 9 月 20 日

設立時社員 有川奈々絵 印

設立時社員 岩田壽秋 印

設立時社員 小野宏一 印

設立時社員 上屋功一 印

設立時社員 黒岩美智子 印

設立時社員 野口英一郎 印

設立時社員 藤元千恵 印